

避難所管理運営マニュアル作成の指針
【増補版】
（新型コロナウイルス感染症対策編）



小 平 市
（令和2年8月作成）

目 次

はじめに	2
第1章 「避難」に関する市の方針	3
1 市民への周知	3
(1) 避難とは	3
(2) 自宅の安全の確保	3
(3) 避難所以外への避難を検討	3
(4) 避難所へ避難する場合の注意点	3
(5) 避難時に自宅療養者、濃厚接触者、発熱等有症状者の方	3
2 車中泊	4
第2章 避難者の受入れの基本的な考え方	5
第3章 事前検討	6
1 十分なスペースの確保	6
2 避難所のレイアウト作成	6
(1) 一般用避難スペースと専用スペースの設置	6
(2) 避難所レイアウト	6
(3) 避難者の生活動線の検討	6
3 総合受付の設置場所の検討	7
第4章 発災時の対応	8
1 市民への周知	8
2 避難所の開設	8
(1) 初期避難所運営委員会メンバーの健康確認	8
(2) 総合受付の設置	8
(3) 一般用避難スペース、専用スペースの設置	8
(4) 避難所における感染症対策	12
(5) 避難者の健康管理	12
(6) 濃厚接触者、発熱等有症状者への対応	12
(7) 自宅療養者への対応	12
(8) 避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応	13
避難所管理運営マニュアル作成例 (新型コロナウイルス感染症追加分のみ)	14

はじめに

新型コロナウイルス感染症への警戒が続く中、大規模な災害が発生した場合の避難所運営の在り方が課題となっています。

こうした状況下において災害が発生し、避難所を開設、運営するにあたっては、3密（密閉・密集・密接）を避ける等、避難所での感染リスクを下げるために徹底した感染症対策を行う必要があります。

小平市では、被災後における避難所運営体制を迅速に確立するため、平成26年に「小平市避難所管理運営マニュアル作成の指針」を作成していますが、この状況下に対応するため「新型コロナウイルス感染症対策編」を増補版として作成いたしました。

この増補版は、感染症拡大防止の観点から作成しているため、「避難所管理運営マニュアル作成の指針」と併せて参照し、マニュアルを作成してください。

なお、今回作成する増補版は、現時点での国や都からの通知に基づき作成しているものであり、今後、新たな通知等の発出を踏まえ、更新していくものであることに注意が必要です。

用語の定義

【自宅療養者】

自宅療養を行っている新型コロナウイルス感染症の軽症者、無症状者

【濃厚接触者】

新型コロナウイルス感染症の患者の濃厚接触者

【専用スペース】

自宅療養者、濃厚接触者、発熱等有症状者が避難する専用の避難所スペース

【一般用避難スペース】

自宅療養者、濃厚接触者、発熱等有症状者以外の健康な人が使用する避難所スペース

第1章 「避難」に関する市の方針

新型コロナウイルス感染症が拡大している現況下において、多くの人々が集まる避難所は、感染症に感染するリスクがあります。感染リスクを下げるためにも、徹底した感染症対策を実施するとともに、避難所での3密（密閉・密集・密接）を防ぐために、市は、市ホームページ等を活用し、「避難」について事前周知を図ります。

1 市民への周知

避難所が3密により感染が拡大することのないよう、市は、市民に対し、在宅避難や親戚・友人の家等への避難といった、避難所以外への避難を検討するよう周知します。また、避難所へ避難する場合の注意点等についても予め周知しておきます。

周知事項

(1) 避難とは

避難とは「難」を「避」けることです。危険な場所にいる人は、避難することが原則ですが、安全な場所にいる人まで避難所に行く必要はありません。

(2) 自宅の安全の確保

事前に防災マップ等を確認し、自宅の安全性を確認しておきましょう。日頃より、3日分の食料の備蓄を行うことや自宅の耐震化、家具転倒防止対策等を実施し、避難所に行かなくてもいい準備を行っておきましょう。

(3) 避難所以外への避難を検討

避難所には、多くの人が集まることで、感染症が拡大するリスクがあります。ご自宅の災害の危険性を確認し、危険性がない場合は「在宅避難」を検討しましょう。

また、親戚・友人宅への避難も日頃から検討しておきましょう。

(4) 避難所へ避難する場合の注意点

避難所へ避難する場合は、マスクを着用し、災害用備蓄品（水・食料・医薬品等）に加え、体温計、マスク（予備）、消毒液、ゴミ袋、スリッパ、衛生用品等を持参してください。

また、受付時の混雑を解消するため、受付時に提出する「避難者カード」「【受付時用】健康確認チェックシート」は事前に記入したうえで、避難時に持参してください。

※「避難者カード」「【受付時用】健康確認チェックシート」は市ホームページに掲載されています。

(5) 避難時に自宅療養者、濃厚接触者、発熱等有症状者の方

在宅避難ができないなどで避難所へ避難する場合は、(4)に加え、避難所到着時に速やかに避難所職員等に申し出てください。

2 車中泊

避難所での感染リスクを避けるため、車等での一時避難(車中泊等)をすることも想定されます。車中泊は推奨できませんが、やむを得ず車等での一時避難をする場合は、熱中症や、狭い車内で同じ姿勢が続くことなどによるエコノミークラス症候群への注意喚起を行います。

第2章 避難者の受入れの基本的な考え方

災害時には、咳・発熱等の症状があり、感染症の疑いのある方の避難が想定されます。

また、新型コロナウイルス感染症の患者の濃厚接触者で、検査結果待ちや陰性で健康観察中の方の避難も想定されます。

基本的には、新型コロナウイルス感染症の場合は、軽症者であっても原則として一般の避難所に滞在することは適当ではありませんが、在宅避難ができないなど、一時的に一般の避難所で受け入れざるを得ない場合も考えられます。

自宅療養者、濃厚接触者、咳・発熱等の症状があり感染の疑いのある方と、一般の避難者は分ける必要があります。一般の避難所で受け入れる場合は、専用のスペースの設定が必要です。

一般の避難所での避難者の受入れの基本的な考え方は下表のとおりです。

区 分	基本的な対応
咳・発熱等の感染の疑いがある人	発熱等有症状者専用スペースで受け入れます。 健康観察を行い、緊急性の高い症状がある場合には、医療機関等に搬送するため、災害対策本部へ連絡します。
濃厚接触者 (健康観察期間中)	濃厚接触者専用スペースで受け入れます。 症状が出現し感染が疑われる場合には、災害対策本部へ連絡します。
自宅療養者	自宅療養者待機スペースに待機させて、災害対策本部に連絡し、ホテル等の宿泊療養施設への入所を調整します。ただし、移動に危険が伴う場合や受入施設が確保できない場合は、自宅療養者待機スペースで健康観察します。
上記以外の一般避難者	一般用避難スペースで受け入れます。ただし、妊産婦や障がい者等の配慮が必要な方は、福祉スペースを設けて受け入れることも考慮します。

※自宅療養者のホテル等への入所は、市から保健所経由で連絡を受けた都が調整を行います。

第3章 事前検討

1 十分なスペースの確保

避難者が3密（密閉・密集・密接）とならないよう十分なスペースを確保するため、できる限り多くの避難スペースを確保します。

学校が避難所の場合は、体育館のほか教室等の活用を検討します。感染者の発生を最小限にするため、できるだけ多くの教室を用意することが望ましいです。

2 避難所のレイアウト作成

避難所ごとに、避難者が十分なスペースを確保できるようレイアウトを検討します。

以下の事項は全て実施することが望ましい対策ですが、災害において、種々の制約が想定されるため、可能な限りで実施することが望まれます。

(1) 一般用避難スペースと専用スペースの設置

- ・濃厚接触者、発熱等有症状者、一般避難者（健康な人）は感染拡大防止のため、別々の滞在スペースを確保します。
- ・濃厚接触者や発熱等有症状者は、可能な限り個室にすることが望ましいですが、難しい場合は、それぞれ専用のスペースを確保します。やむを得ず同室となる場合は、パーテーションで区切るなどの工夫をします。
- ・濃厚接触者は、発熱等有症状者より優先して個室管理します。

(2) 避難所レイアウト

- ・居住スペースごとに2メートル（最低でも1メートル）確保するレイアウトを作成します。
- ・感染リスクの高い高齢者・基礎疾患を有する人・妊産婦等は、避難所内に専用スペースを設けることが望ましいですが、難しい場合は、体育館内に専用ゾーンを設けることで対応するなど工夫します。
- ・感染対策やプライバシー保護の観点から、パーテーションを用いることが望ましいです。
- ・換気を考えたレイアウトとします。

(3) 避難者の生活動線の検討

- ・濃厚接触者や発熱等有症状者は、一般避難者（健康な人）との生活動線・領域を明確に区別することが重要です。
- ・避難所施設利用計画図に、一般区域と専用区域を色分けして明示しておきます。
- ・一般用避難スペースと専用スペースそれぞれでトイレ・通路等を設定します。
- ・施設の状況等により、別々のトイレ・通路等の確保が難しい場合には、時間的分離・消毒を実施するなどを工夫します（健康な人との兼用は避けます。）。

- ・人との接触機会を軽減するため、通路は一方通行とし、出口・入口をそれぞれ設定します。

3 総合受付の設置場所の検討

各避難スペースの受付とは別に、総合受付を設置します。総合受付は、避難者の健康確認を実施し、避難者を各避難スペースへ振り分ける役割を担います。

- ・各避難所の受付から離れた外の場所で、できるだけ密になりにくい場所が好ましいです。
- ・建物等の窓の付近に設置しないよう留意します。
- ・避難者が総合受付に滞留し、密とならないよう待機レイアウトを工夫します。
- ・避難者と受付担当者の距離は2メートルあけるようにします。

第4章 発災時の対応

1 市民への周知

避難所を開設する場合は、できるだけ速やかに貼紙の掲示などにより次の事項を周知します（風水害など、予め災害の予測が可能な場合は、市民が避難するより前に周知します。）。

- ・咳・発熱等の感染の疑いがある人（発熱等有症状者）、濃厚接触者、自宅療養者は、速やかに避難所職員等へ申し出ること。
- ・開設した避難所名等

2 避難所開設

初期避難所運営組織を立ち上げ、避難所開設に向けた準備を実施します。

(1) 初期避難所運営委員会メンバーの健康確認

- ・あらかじめ決めておいた参集場所に集合後、検温を実施し、体調に異常がないことを確認します。体調が悪い場合は、無理をせず、人と離れた場所に待機してください。
- ・作業実施前には、手指消毒やマスク、ビニール手袋を着用するなど、各自で感染症対策を実施してください。

(2) 総合受付の設置

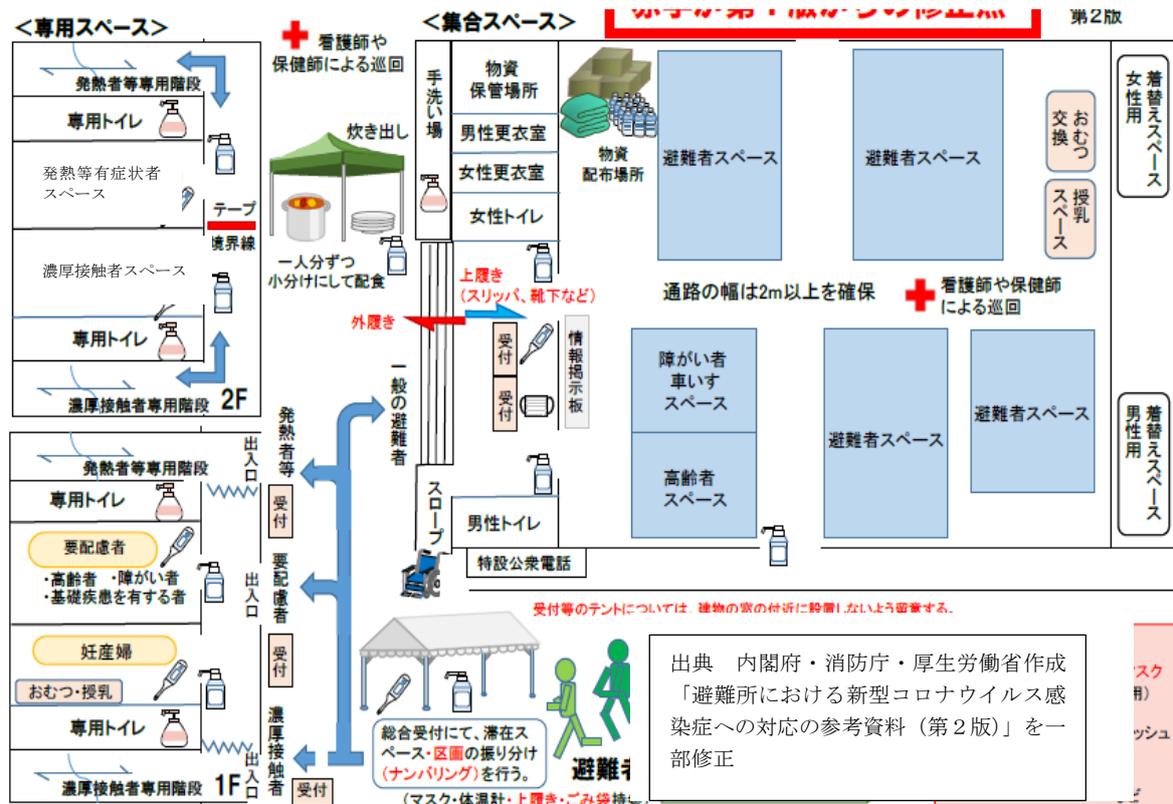
- ・施設の安全点検実施後、利用スペースの確保と同時に、事前に決めた場所に総合受付を設置します。
- ・避難者の発熱の有無や健康状態を確認します。体温計は非接触式の体温計が望ましいです。接触型体温計の場合は、使用するごとに消毒を実施します。
- ・避難者にマスクの着用を周知します。
- ・総合受付で、避難者の健康確認を実施し、避難者の避難場所の振り分けを実施します。

(3) 一般用避難スペース、専用スペースの設置

- ・事前に決めたレイアウトを基に、避難所設営を行います。
- ・居住スペースごとに2メートル（最低でも1メートル）の間隔を確保し、養生テープ等で区画を示しておきます。パーテーションがある場合は、パーテーションを設置します。
- ・避難所で感染者が発生した場合のことを想定し、各区画には区画番号を付番し、誰がどの区画に滞在しているかわかるように居住場所配置図を作成し管理します。

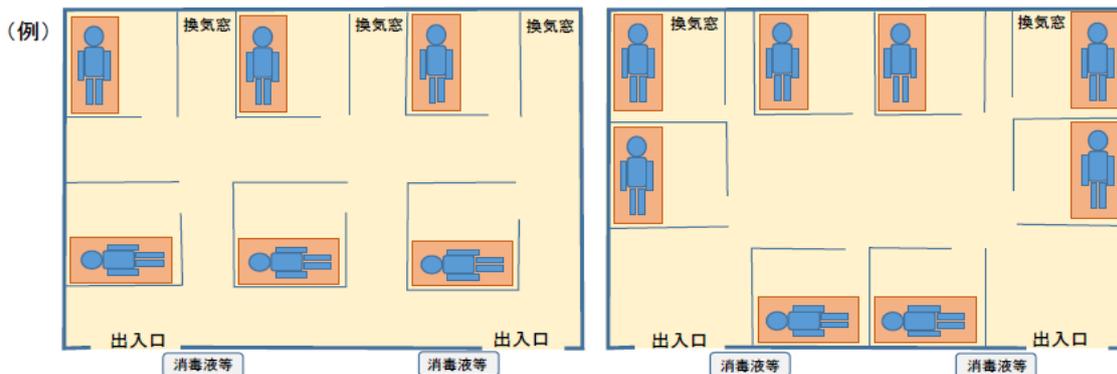
- ・パーティションは、濃厚接触者等専用スペースから優先的に使用します。
- ・パーティションは、飛沫感染を防ぐために屋根を閉めることもできますが、熱中症も考慮し、適宜取り外すことも大切です。
- ・マスクを常用できない方がいる場合は、より広く区分けしたスペース等を準備します。
- ・消毒液を出入口やトイレに準備します。

<避難所レイアウトの全体像(例)>



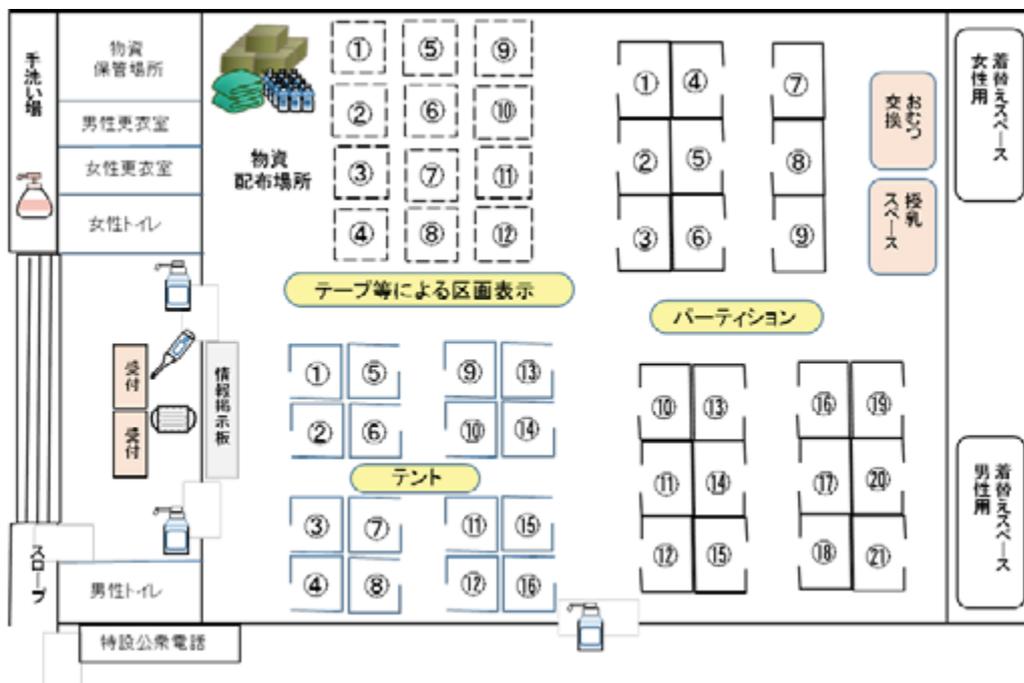
＜濃厚接触者・発熱等有症状者専用スペースのレイアウト（例）＞

- 発熱・咳等のある人及び濃厚接触者は、それぞれ一般の避難者とはゾーン、動線を分けること。
- 発熱・咳等のある人は、可能な限り個室にすることが望ましいが、難しい場合は専用のスペースを確保する。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をする。
- 濃厚接触者は、可能な限り個室管理とする。難しい場合は専用のスペースを確保する。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をする。
※濃厚接触者は、発熱・咳等のある人より優先して個室管理とする。
- 人権に配慮して「感染者を排除するのではなく、感染対策上の対応であること」を十分に周知する。



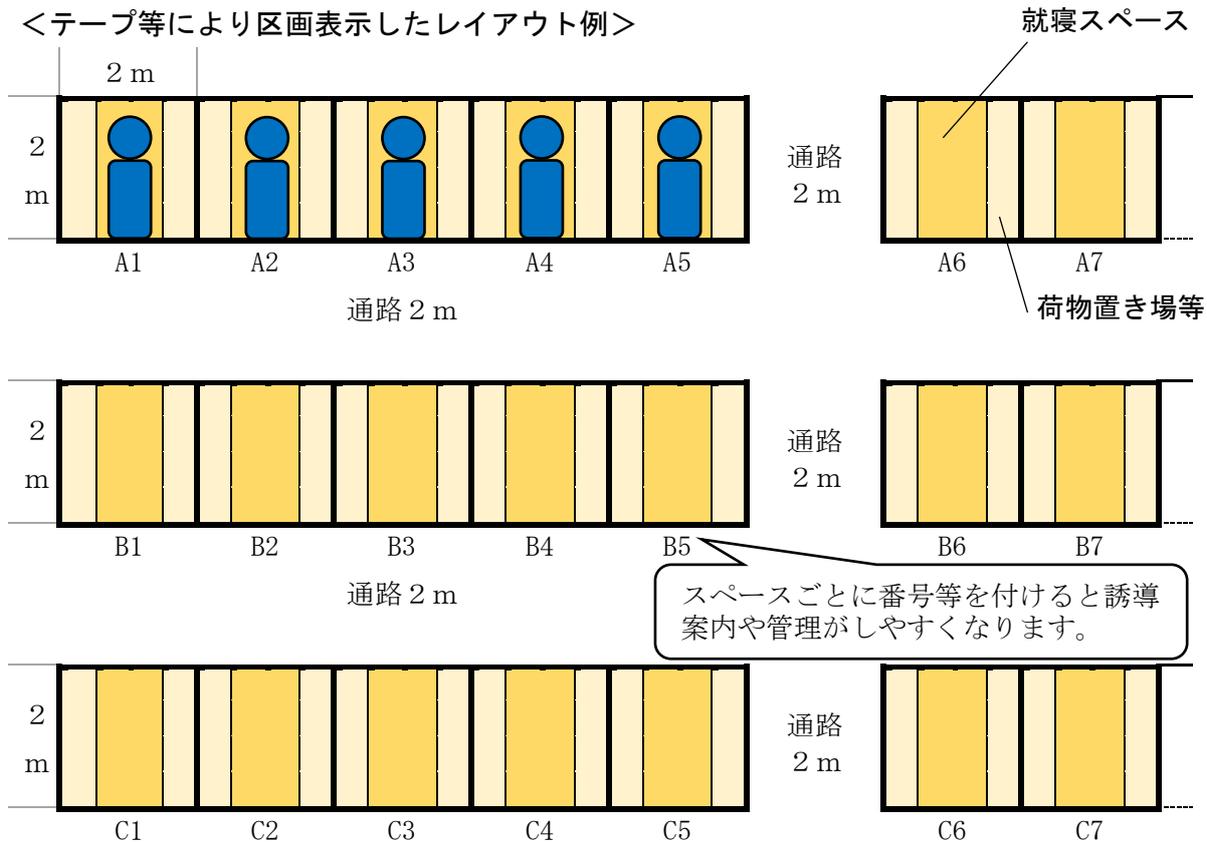
出典 内閣府・消防庁・厚生労働省作成「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料（第2版）」

＜一般用避難スペースのレイアウト例＞



出典 内閣府・消防庁・厚生労働省作成「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料（第2版）」

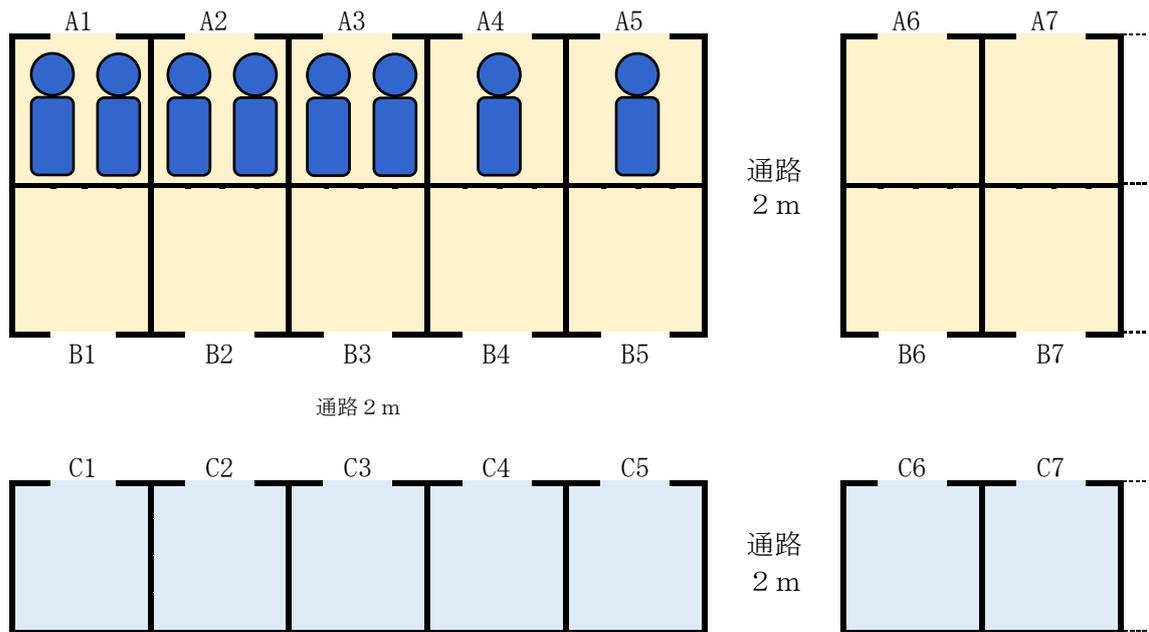
<テープ等により区画表示したレイアウト例>



(考え方)

※避難者1人分のスペースの中央を就寝スペースとし、両側を荷物置き場等にする事で隣との間隔を1m確保します。

<パーティションを活用したレイアウト例>



出典 東京都作成「避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」

(4) 避難所における感染症対策

- ・避難所内に手指消毒や、咳エチケット等のポスターを掲示します。
- ・食事は、居住スペース内で行います（できるだけ、共有スペースでの飲食は避けます。）。
- ・避難所内では、基本的にマスクを着用することが望ましいです（濃厚接触者や発熱等有症状者はマスクを着用します。）。特に、人と人との距離が1メートル以下となる区域に入る場合は、マスクを着用します。
- ・換気は、天候上可能な限り常時実施します。困難な場合は、30分に1回以上、数分程度、2方向の窓を全開にして行うようにします。窓が1つしかない場合は、ドアを開けます。換気扇がある場合は、換気扇と窓の開閉を併用します。換気の時間は、ルールを決めて実施することが望ましいです。
- ・特に多くの避難者等が手に触れる箇所（ドアノブ・手すり・スイッチなど）はこまめに掃除します。トイレは目に見える汚物があればその都度、汚れが特に見えなくても1日3回（午前・午後・夕方）以上の複数回、消毒液を使用して清拭します。
- ・一般ごみと、感染性の廃棄物は分けて捨てます。
- ・感染性の廃棄物はわかるようにし、感染性の廃棄物のごみ袋を2重にします。
- ・使用済みのマスク、ティッシュ、手袋など感染につながる可能性の高いものは、ごみに直接触れない、ごみ袋をしっかり縛って封をする、ごみ袋を2重にする、ごみを取り扱ったあとはしっかり手を洗う、などの対策を実施します。
- ・専用区域で発生したごみは、ごみ袋を2重にして一般ごみとして捨てます。

(5) 避難者の健康管理

- ・定期的に保健師等が避難所を巡回するよう、災害対策本部に依頼にします。
- ・避難者は1日3回検温を行い、避難者健康チェックシートに記録をします。
- ・体調が悪くなった場合は、速やかに救護支援班に相談を行います。

(6) 濃厚接触者、発熱等有症状者への対応

専用の避難スペースへの避難を案内します。緊急性の高い症状が発症した場合は、速やかに災害対策本部へ連絡をします。

なお、専用スペースにいる避難者の見守り、食事や物資の提供などを行うため、専任スタッフを配置します。専用スペースは、必要な防護具等を装備した人だけが活動できます。

(7) 自宅療養者への対応

自宅療養者専用の待機スペースに待機させ、速やかに災害対策本部へ連絡し、指示を待ってください。

- (8) 避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応
個室のスペースを確保し、速やかに災害対策本部へ連絡し、指示を待ってください。

避難所管理運営マニュアル作成例

（新型コロナウイルス感染症追加分のみ）

第1章 避難所管理運営マニュアル（新型コロナウイルス感染症対策編）作成の目的

1 避難所管理運営マニュアル（新型コロナウイルス感染症対策編）作成の目的

〇〇学校避難所開設準備委員会では、〇〇学校が避難所となった場合に備え、避難所管理運営マニュアルを作成し、マニュアルに基づいた訓練を実施し、関係者の業務の習熟を図ってきた。今般の新型コロナウイルス感染症の現下の状況を踏まえ、災害が発生し、避難所を開設する場合には、従来の対策以上に感染症対策に万全を期すことが重要となるため、現行の避難所管理運営マニュアルに加え、本編を作成することとする。

2 新たに追加となる業務等

(1) 避難所開設準備委員会等担当者の健康確認

(2) 総合受付の設置【被災者管理班】

避難所に設置する受付のほかに総合受付を設置する。

- ・避難者の体温や健康確認の実施
- ・避難者の避難場所の振り分けの実施

(3) 濃厚接触者等の専用スペースの設置【総務班】

(4) 受付時に、避難者の居住区分を指定し、記録する。【被災者管理班】

※以下「ポイント」参照

(5) 避難者の健康確認【救護支援班】

(6) ボランティアの健康確認【ボランティア班】

ポイント

避難所で新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合に備えて、避難者の居住区分を管理・把握することが重要です。そのために、避難所を設営後、避難者を入室させる前に、各居住スペースに区画番号を付番し、居住場所配置図を作成します。

第2章 避難者の受入れの基本的な考え方

災害時には、咳・発熱等の症状があり、感染症の疑いのある方の避難が想定される。

また、新型コロナウイルス感染症の患者の濃厚接触者で検査結果待ちや陰性で健康観察中の方の避難も想定される。

基本的には、新型コロナウイルス感染症の場合は、軽症者であっても原則として一般の避難所に滞在することは適当ではないが、在宅避難ができないなど、一時的に一般の避難所で受け入れざるを得ない場合も考えられる。

自宅療養者、濃厚接触者、咳・発熱等の症状があり感染の疑いのある方と、一般の避難者は分ける必要があり、一般の避難所で受け入れる場合は、専用のスペースの設定が必要である。

一般の避難所での避難者の受入れの基本的な考え方は下表のとおり。

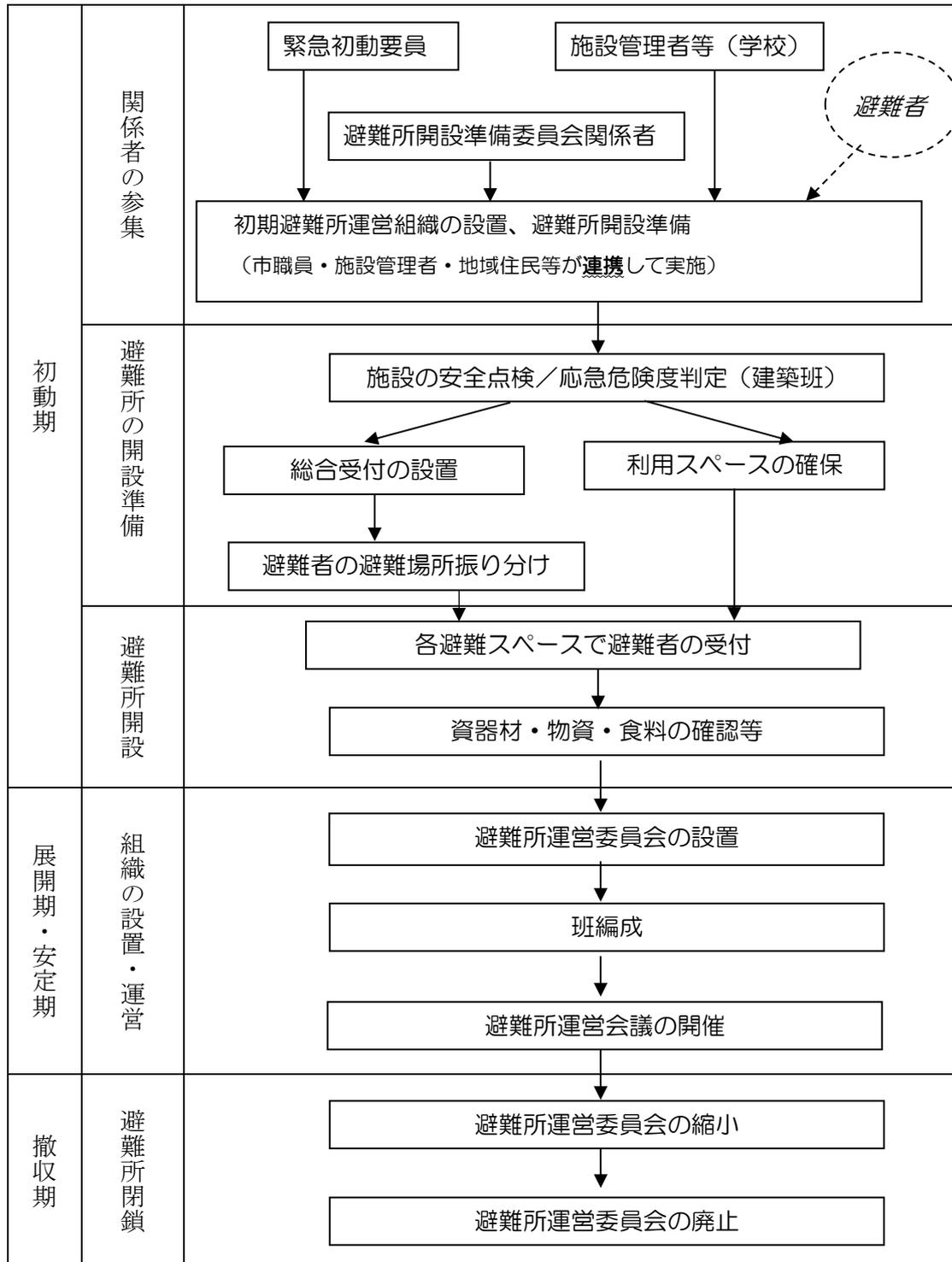
区 分	基本的な対応
咳・発熱等の感染の疑いがある人	発熱等有症状者専用スペースで受け入れる。 健康観察を行い、緊急性の高い症状がある場合には、医療機関等に搬送するため、災害対策本部へ連絡する。
濃厚接触者 (健康観察期間中)	濃厚接触者専用スペースで受け入れる。 症状が出現し感染が疑われる場合には、災害対策本部へ連絡する。
自宅療養者	自宅療養者待機スペースに待機させて、災害対策本部に連絡し、ホテル等の宿泊療養施設への入所を調整してもらう。ただし、移動に危険が伴う場合や受入施設が確保できない場合は、自宅療養者待機スペースで健康観察する。
上記以外の一般避難者	一般用避難スペースで受け入れる。ただし、妊産婦や障がい者等の配慮が必要な方は、福祉スペースを設けて受け入れることも考慮する。

※自宅療養者のホテル等への入所は、市から保健所経由で連絡を受けた都が調整を行う。

第3章 避難所運営の方法

1 避難所運営の流れ

【避難所運営の大まかな流れ】



2 避難所運営

新型コロナウイルス感染症対策は、発災直後から避難所閉鎖まで継続して対策を実施する必要がある。

(1) 総合受付の設置

校庭等には、様々な方が避難してくるので、濃厚接触者や発熱等有症状者との接触をできるだけ早く解消するため、避難所開設準備に優先して実施する。

①設置にあたり準備するもの

アルコール消毒液、マスク、使い捨て手袋、眼の防護具（フェイスシールド等）、体温計、机、筆記用具、避難者カード、【受付時用】健康確認チェックシート等

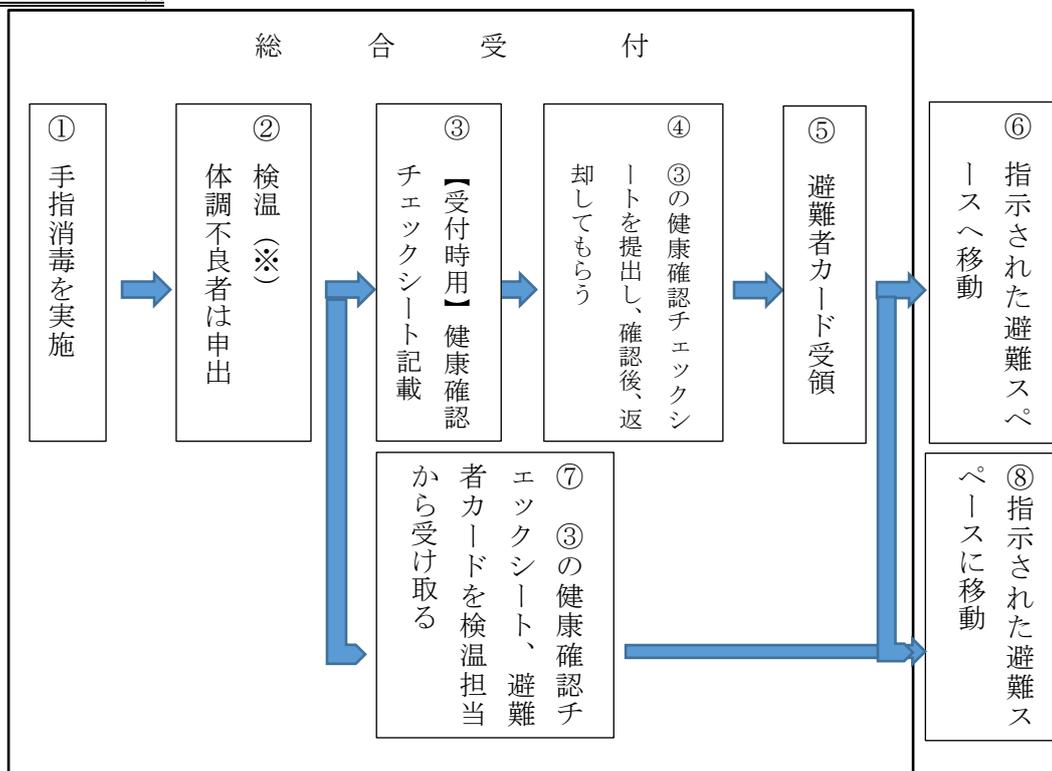
②設置の注意事項

- ・各避難所の受付から離れた場所で、できるだけ密になりにくい場所が好ましい。
- ・建物等の窓の付近に設置しないよう留意する。
- ・避難者と総合受付担当者が2メートルあけるようにすること。
- ・避難者が受付に滞留し密とならないよう待機レイアウトを工夫する。

③受付担当の注意事項

- ・受付業務に従事する前に、必ず検温し、体調に異常がないことを確認する。
- ・マスク、使い捨て手袋、眼の防護具（フェイスシールド等）、等を着用する。
- ・人権を尊重した対応を行うことが重要。

総合受付での手順



- ②で濃厚接触者、発熱等体調不良の自覚がある方は、⑦の流れになる。
 ④で受付担当が健康確認チェックシートを確認し、避難者カード受領後、症状によっては、⑧の流れになる。

【注意】

非接触式の体温計がない場合は、検温ごとの体温計の消毒が必要。

番号は、上記「総合受付での手順」に対応

番号	避難者の行動手順	総合受付担当が実施する内容
①	総合受付で手指消毒を行う。	
②	検温担当から検温結果を聞く。 【重要】 濃厚接触者、発熱や体調不良の自覚がある方、自宅療養者は、速やかに受付担当へ伝える。	設置した体温計により避難者の体温を計測し、計測結果を避難者へ伝える。マスクを着用していない避難者には、着用を促し、持っていない場合は、マスクを配布する。 濃厚接触者、発熱や体調不良を訴える避難者のみ、担当が健康チェックシートに必要事項を記入し、避難者へ健康チェックシートを渡し、事前に検討していた避難スペースへ行くよう指示をする。
③	検温担当から伝えられた体温等を 【受付時用】 健康確認チェックシートに記載する。	定期的に文房具等の消毒を実施すること。
④	【受付時用】 健康確認チェックシートを受付担当に渡し、確認終了後、チェックシートを受け取り、指示された避難スペースへ行く	【受付時用】 健康確認チェックシートの内容を確認し、必要事項を健康確認チェックシートに記載し、避難者へ返却のうえ、適切な避難スペースを指示する。
⑤	避難者カードを持っていない場合は、避難者カードを受け取る。(世帯に1枚)	
⑥	総合受付担当から伝えられた避難スペースに移動する。 避難所の開設準備が終了している場合は、避難所受付に避難者カードと 【受付時用】 健康確認チェックシート	

	を提出する。 開設準備中の場合は、避難者カードを記入し、待機する。他人との距離を2メートル（最低でも1メートル）確保する。	
⑦	検温担当から避難者カードと【受付時 用】健康確認チェックシートを受け取る。	
⑧	総合受付担当から伝えられた避難スペースに移動する。避難所の開設準備が終了している場合は、避難所受付に避難者カードと【受付時 用】健康確認チェックシートを提出する。 開設準備中の場合は、避難者カードを記入し、指定された避難スペースで待機する。他人との距離を2メートル（最低でも1メートル）確保する。	

※全ての作業において他人と2メートル（最低でも1メートル）の距離を保つこと。

【重要】

自宅療養者が避難してきた場合には、自宅療養者待機スペースへ案内し、災害対策本部へ連絡すること。

(2) 専用スペースの設置

濃厚接触者、発熱等有症状者は、個室管理が望ましいが、難しい場合には、各々専用スペースと専用トイレ、独立した動線を確保すること。

(自宅療養者が避難してきた場合も同様に、専用スペース等は準備すること。)

①設置にあたり準備するもの

アルコール消毒液、マスク、使い捨て手袋、眼の防護具（フェイスシールド等）、防護着、スリッパ、机、筆記用具、避難者カード、避難者用健康チェックシート、パーテーション等

②専用受付の設置

- ・濃厚接触者、発熱等有症状者各々に専用の受付を設置する。
- ・できる限り密になりにくい場所に受付を設置する。

③専用受付担当者の注意事項

- ・受付業務に従事する前に、必ず検温し、体調に異常がないことを確認すること。

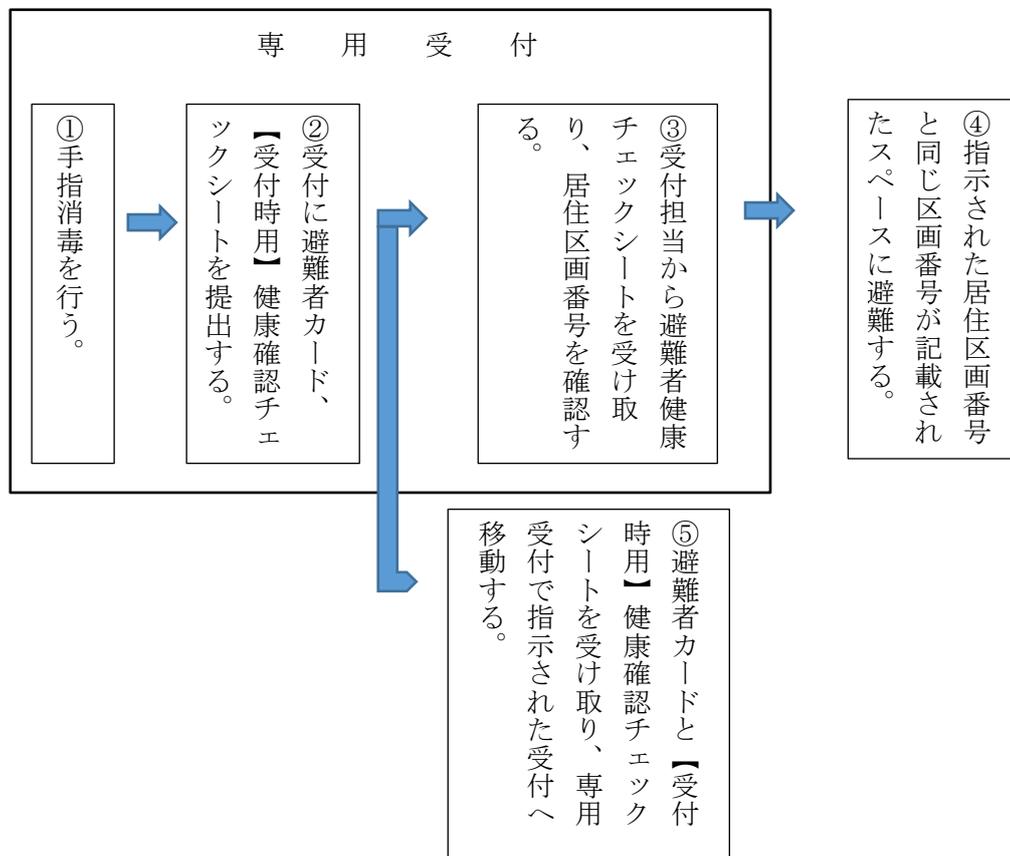
- ・マスク、使い捨て手袋、眼の防護具（フェイスシールド等）、防護着を着用すること。
- ・専用スペースへ入る際は、必ずスリッパを使用すること。また、使用したスリッパで他の専用スペース等に入らないこと。
- ・避難者より回収した避難者カード等は厳重に保管すること。
- ・人権を尊重した対応を行うことが重要。

④専用スペースのレイアウト、動線検討

事前に作成しているレイアウトを参考に、専用スペース等を設置する。避難所で感染者が発生した場合のことを想定し、各区画には区画番号を付番し、誰がどの区画に滞在しているかわかるように管理する。（居住場所配置図の作成。）

- ・濃厚接触者と発熱等有症状者のスペースは分けること。
- ・換気ができる部屋を使用すること。
- ・個室管理が難しい場合は、パーティションで区切るなど工夫して、専用スペースを確保すること。
- ・別々の通路や階段が難しい場合は、時間的分離・消毒などの工夫を実施したうえで、兼用するためのルール作りを行うこと。（健康な方との兼用は避けること。）

専用受付での手順



②で誤った受付に来てしまった場合等は、⑤の流れになる。

番号は、左記「専用受付での手順」に対応

番号	避難者の行動手順	受付担当が実施すること
①	受付で手指消毒を行う。	
②	受付に避難者カードと【受付時用】健康確認チェックシートを提出する。	<p>総合受付で【受付時用】健康確認チェックシートに記載された受付区分と同じであるか確認する。同じであれば、「居住場所配置図」を参照し、区画を割り当て、配置図、避難者カード、【受付時用】健康確認チェックシート、避難者用健康チェックシートに居住区画番号を記載する。</p> <p>その後、避難者用健康チェックシートを避難者へ渡し、滞在場所を指示する。</p> <p>避難者カード、【受付時用】健康確認チェックシートは避難者名簿作成に使用するため、保管しておく。</p>
③	避難者用健康チェックシートを受け取り、居住区画番号が記載されているか確認する。	
④	<p>避難者用健康チェックシートに記載されている居住区画番号と同じ番号が記載されているスペースへ移動する。</p> <p>室内に入る際は、持参したスリッパを使用すること。</p>	スリッパを持参していない人がいた場合は、スリッパを配布すること。
⑤	受付担当に指示された正しい受付に移動する。	

【重要】

濃厚接触者や発熱等有症状者の避難状況を把握し、専用スペースの不足が見込まれる場合は、速やかに総務班へ報告すること。

(自宅療養者が避難してきた場合は、速やかに災害対策本部へ連絡すること。)

(3) 一般用避難スペースの設置

事前に作成しているレイアウトを参考に、被害状況や避難状況に応じたレイアウトを行う。

①設置にあたり準備するもの

アルコール消毒液、マスク、使い捨て手袋、眼の防護具（フェイスシールド等）、スリッパ、受付用机、筆記用具、避難者カード（未所持者配布用）、避難者用健康チェックシート、パーテーション、養生テープ、メジャー等

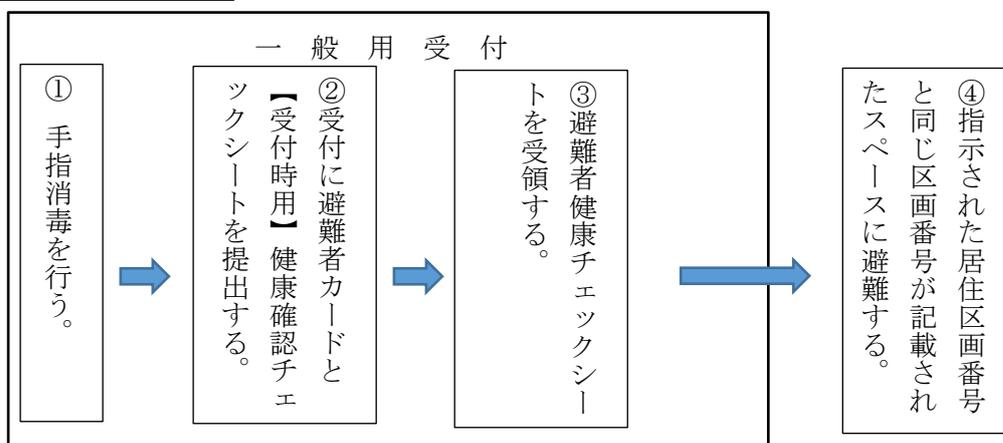
②レイアウトの留意点

- ・できる限り密になりにくい場所に受付を設置する。
- ・人との接触機会を減らすため、通路は一方通行とし、可能であれば、出口と入口を分けることが望ましい。
- ・要配慮者用の専用スペースを設置する。（体育館内の要配慮者スペースでの生活が困難な方がいる場合は、教室等の専用スペースを設置する。）
- ・居住スペースごとに2メートル（最低でも1メートル）の間隔を確保し、養生テープ等で区画を示しておく。パーテーションがある場合は、パーテーションを設置する。（パーテーションは、濃厚接触者等専用スペースから優先的に使用する。）
- ・避難所で感染者が発生した場合のことを想定し、各区画には区画番号を付番し、誰がどの区画に滞在しているかわかるように管理する。（居住場所配置図の作成）
- ・パーテーションは、飛沫感染を防ぐために屋根を閉めることもできるが、熱中症も考慮し、適宜取り外すことも大切である。
- ・マスクを常用できない方がいる場合は、より広く分けしたスペース等を準備する。
- ・消毒液を出入口やトイレ等に準備する。

③受付者の注意事項

- ・受付業務に従事する前に、必ず検温し、体調に異常がないことを確認すること。
- ・マスク、使い捨て手袋、眼の防護具（フェイスシールド等）を着用すること。

一般用受付での手順



番号は、左記「一般用受付での手順」に対応

番号	避難者の行動手順	受付担当が実施すること
①	受付で手指消毒を行う。	
②	受付に避難者カードと【受付時用】健康確認チェックシートを提出する。	【受付時用】健康確認チェックシートの受付使用欄の「体育館受付へお進みください」の欄に○がついているか確認する。 避難者カード及び居住場所配置図を参照し、区画を割り当て、配置図、避難者カード、【受付時用】健康確認チェックシート、避難者用健康チェックシートに居住区画番号を記載する。
③	避難者用健康チェックシートを受領し、居住区画番号が記載されていることを確認する。	避難者用健康チェックシートを配布する。
④	避難者用健康チェックシートに記載されている居住区画番号と同じ番号が記載されているスペースへ移動する。	

(4) 避難者の健康管理

- ・受付時に配布した「避難者用健康チェックシート」を使用し、毎日検温等を実施するよう避難者に周知すること。
- ・避難所運営委員会のメンバーも同様に検温等を実施すること。
- ・発熱、咳、発疹、炎症、嘔吐、下痢などの体調不良の変化が見られた際には、避難所の救護支援班に連絡するように周知すること。
- ・定期的に保健師等が避難所を巡回するよう災害対策本部に依頼すること。

(5) 換気について

- ・換気は、天候上可能な限り常時実施する。困難な場合は、30分に1回以上、数分程度、2方向の窓を全開にして行う。
- ・窓が1つしかない場合は、ドアを開ける。換気扇がある場合は、換気扇と窓の開閉を併用する。
- ・換気の時間は、ルールを決めて実施することが望ましい。

(6) 清掃・消毒について

- ・掃除・消毒の際は、マスク、目の防護具、掃除用手袋（使い捨て手袋可）等を適切に使用し、清掃後は、手洗いをするよう避難者に周知すること。

- ・特に多くの避難者等が手に触れる箇所（ドアノブ・手すり・スイッチなど）はこまめな清掃が必要である。
- ・トイレは、目に見える汚物があればその都度、汚れが特に見えなくても1日3回（午前・午後・夕方）以上の複数回、消毒液を使用して清拭し、ドアノブや水洗トイレのレバー等は、こまめに消毒する。
- ・洋式トイレで蓋がある場合は、トイレの蓋を閉めて流すよう表示する。

(7) ごみの処理について

- ・ごみ処理を行う際は、掃除用手袋とマスク、眼の防護具、長袖ガウンを着用することが望ましい。
- ・ごみは、各家庭で密閉して廃棄する。
- ・一般ごみと、感染性の廃棄物について分けるようにし、感染性の廃棄物は、ごみ袋を2重にする。
- ・使用済みのマスク、ティッシュ、手袋など感染につながる可能性の高いものは、ごみに直接触れない、ごみ袋をしっかり縛って封をする、ごみ袋を2重にする、ごみを取り扱ったあとはしっかり手を洗う、などの対策を実施する。
- ・専用スペースで発生したごみは、ごみ袋を2重にして一般ごみとして廃棄する。

(8) 食事の提供について

- ・調理者や避難者の衛生管理を徹底するとともに、「3密」を避ける列の並び方や食事のとり方に留意する。
- ・調理スタッフは、マスクに加えて使い捨て手袋の着用が必須である。
- ・食事は、共用スペースではなく、各個人の居住スペースでとることが望ましい。
- ・配膳は、一人分ずつ小分けにして配る。
- ・発熱等有症状者や濃厚接触者への食事の受け渡しは、直接行わず、各居住スペース前などに置いて渡す方法とする。

(9) ボランティアの受け入れについて

- ・ボランティア受付窓口を総合受付内に設置する。

<一般ボランティアの場合>

- ・ボランティアの体温測定を実施する。
- ・【ボランティア用】健康確認チェックシートを配布し記入してもらう。
- ・発熱がある方や、体調不良の方が来た場合は、丁重にお断りする。
- ・ボランティアが持参したボランティア要請票及び【ボランティア用】健康確認チェックシートを受領し、ボランティア活動者名簿を作成する。

（避難所で新型コロナウイルス感染症が発生した場合に備え、活動場所や連絡先は必ず記録しておく。）

<地域住民ボランティアの場合>

- ・ボランティアの体温測定を実施する。
- ・ボランティア受付・管理票及び【ボランティア用】健康確認チェックシートを配布し記入してもらう。
- ・発熱がある方や、体調不良の方が来た場合は、丁重にお断りする。
- ・ボランティア受付・管理票及び【ボランティア用】健康確認チェックシートを受領し、ボランティア活動者名簿を作成する。
(避難所で新型コロナウイルス感染症が発生した場合に備え、活動場所や連絡先は必ず記録しておく。)

3 新型コロナウイルス感染症を発症した場合

できる限り個室を準備し、発症者を個室スペースに移動させ、災害対策本部に連絡し指示を待つこと。

また、必要に応じて同じ滞在スペースにいた避難者の健康確認を実施する。

4 体調不良者が発生した場合

必要に応じて、専用スペースに移動させ、災害対策本部に連絡し指示を待つこと。

第4章 避難所の閉鎖

原則として、避難者がいなくなった時点で閉鎖となるが、避難所運営委員会、災害対策本部及び施設管理者等で協議のうえ、閉鎖の時期を決定する。

1 原状回復

避難所閉鎖後は、施設本来の用途で使用するため、避難所となる以前の状態に戻す。
濃厚接触者や発熱等有症状者の専用スペースについては、保健所の指示に従い消毒・換気等を実施する。

2 記録の整理

避難所運営に用いた各種の記録、台帳を整理し、災害対策本部に引き渡す。
その際、災害対策本部からの問合せ等に対応できるよう、避難所運営委員会の代表者等の連絡先を明確にしておく。

様式

避難所運営マニュアル作成の指針（令和8年2月修正）の様式を参照してください。

揭示物

感染を広げないための避難所のルール

感染症対策にご協力をお願いします。

- 避難所内ではマスクを着用しましょう。

※マスクが常時着用できない乳幼児などもありますので、配慮をお願いします。



- 避難所内は感染予防のため、土足禁止です。室内履きに履き替えましょう。
- 避難スペースに入る前には、消毒液で手指の消毒をしましょう。
- 食事の前やトイレに行った後は、石けんで手を洗い、消毒液で消毒をしましょう。
- 関係者以外は、専用区域には立ち入らないでください。
- 毎日、健康状態を自己チェックし、避難者健康チェックシートを記入しましょう。咳や発熱があるなど、少しでも体調が悪い方は運営スタッフにお知らせください。



感染拡大防止にご協力いただいている専用区域の避難者への人権に配慮した行動をお願いします。

専用スペースで生活されている方へのお願い

避難所での感染拡大防止にご協力いただき、ありがとうございます。
専用スペースでの生活では、以下のことにご協力をお願いします。

- 体調が悪化した場合は、すぐに運営スタッフに申し出てください。
- 毎日、朝・昼・夕に健康状態を確認し、避難者健康チェックシートを記入してください。
- 原則専用スペース内に留まってください。万が一、専用スペースを出るときは運営スタッフに声をかけ、運営スタッフの指示に従ってください。
- トイレは、専用トイレ以外は使用しないでください。使用後は、便座などを消毒してください。
- 生活スペースの清掃は、各自行ってください。
- ごみは、専用スペース内の専用ごみ箱に分別して廃棄してください。
- 家族を含めて、来訪者と面会を行わないでください。
- 避難所を退所する場合は、運営スタッフにご相談ください。
- 避難所の利用にあたっては、運営スタッフの指示に従ってください。



感染症対策 へのご協力をお願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

①手洗い

正しい手の洗い方

正しい
洗い方

・爪は短く切っておきましょう
・時計や指輪は外しておきましょう



① 流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。



② 手の甲をのばすようにこすります。



③ 指先・爪の間を掌入りこすりこすります。



④ 指の間を洗います。



⑤ 親指と手のひらをねじり洗います。



⑥ 手首も忘れずに洗います。

石けんを洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

②咳エチケット

3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まるところでやろう



× 何もせずに咳やくしゃみをする

× 咳やくしゃみを手でかき止める



○ マスクを着用する (口・鼻を覆う)

○ ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う

○ 袖で口・鼻を覆う

正しいマスクの着用



① 鼻と口の両方を確実に覆う



② ゴムひもを耳にかける



③ 隙間がないよう鼻まで覆う

東京都

厚生労働省

厚労省

疫病



感染症対策へのご協力をおねがいします

！手洗い

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

ドアノブや電車のつり革など様々なものに触れることにより、自分の手にもウイルスが付着している可能性があります。

外出先からの帰宅時や**調理の前後**、**食事前**などこまめに手を洗います。

正しい手の洗い方

手洗いの前に

・爪は短く切っておきましょう
・時計や指輪は外しておきましょう



1 流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。



2 手の甲をのぼすようにこすります。



3 指先・爪の間を念入りにこすります。



4 指の間を洗います。



5 親指と手のひらをねじり洗います。



6 手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

首相官邸
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚労省

検索



感染症対策へのご協力をおねがいします

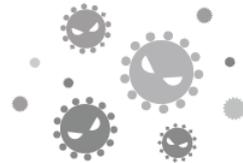
咳エチケット

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

■ほかの人にうつさないために

くしゃみや咳が出るときは、飛沫にウイルスを含んでいるかもしれません。次のような咳エチケットを心がけましょう。

- ・**マスク**を着用します。
- ・ティッシュなどで**鼻と口を覆います**。
- ・とっさの時は**袖や上着の内側で覆います**。
- ・周囲の人から**なるべく離れます**。



3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まる場所でやろう



マスクを着用する (口・鼻を覆う) ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う 袖で口・鼻を覆う



何もせずに咳やくしゃみをする 咳やくしゃみを手でおさえる

正しいマスクの着用



1 鼻と口の両方を確実に覆う 2 ゴムひもを耳にかける 3 隙間がないよう鼻まで覆う

首相官邸 Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

厚労省

検索



